

美作監査第73号

令和2年10月27日

請求人様

美作市監査委員 東内義典

### 住民監査請求について

請求人が令和2年9月24日付けで提起した住民監査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

## 決 定 書

### 1 請求人

( 省 略 )

### 2 請求年月日

令和 2 年 9 月 2 4 日

### 3 請求の要旨

美作市長が、平成 2 7 年度に美作市議会の各会派に交付した政務活動費(残余金精算後の額)のうち、別紙 2 会派別査定表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各会派に対して美作市に返還するよう請求することを求める。

### 4 監査委員の判断

#### (1) 主 文

本件請求を却下する。

#### (2) 理由

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。)を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない(最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決参照)。

これを本件についてみると、請求人は請求書、添付書類、補正書を提出しているので、それぞれについて記載する。

請求書については、

第2のIの4で

「政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果は、別紙2会派別査定表のとおりである。」と主張し、

第2のIIの1で

「別紙2会派別査定表で「違法支出額」欄に記載した支出は、「条例」第5条に違反している。」と主張し、

第2のIIの4で

「1記載の違法支出金額は「条例」第5条に規定する用途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第9条にいう「残余」にあたる。」と主張している。

添付書類については、

第3 添付書類

1 証拠書類各写 各 1 通

2 別紙 1～2

を提出している。

1の証拠書類各写は美作市ホームページの美作市議会、政務活動費、政務活動費収支報告書の中で政務活動費収支報告書の公表として平成25年度分以降公表されているもののうち当該年度分を印刷したものであり、別紙1政務活動費収支一覧表及び別紙2会派別査定表の違法支出額（円）欄の各金額以外の部分は政務活動費収支報告書から転記等し作成したものである。これに請求人は別紙2会派別査定表で各会派の違法支出額を記載しているのみで、この各金額の算出根拠（返還の請求を怠ることが違法であること）を示す書類（政務活動費収支報告書に添付されている領収書など）は添付されていない。

補正書については

令和2年10月6日付けで、別紙2の違法支出額（円）欄各金額算出根拠資料について、「収支報告書に記載した支出について、具に眺め個別に独自判断した結果であり、各会派の平成27年度政務活動費収支報告書以外に添付

する算出根拠資料はありません。」とのことであり、違法支出額の具体的な算出根拠やこれを証する書面は提出されなかった

そこで、令和2年10月8日付けで同年10月19日を期限として再補正を依頼したが、再補正書の提出は本日現在無い。

以上のとおり請求人の請求書では、第2のIの2のi、ii、iiiで認める按分率を記載しているのみで、領収書等によって裏付けられる各支出のうちどの支出を違法と主張するのか、違法と主張する場合にはiないしiiiのいずれの類型に該当すると主張するのか明らかではなく、したがって「違法支出額」欄記載の算出根拠も明らかでない。

よって、請求人が違法と主張する怠る事実が他の行為と区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示されているとは、到底認めることができず、本件請求は特定性に欠けている。

また、本件請求には、「違法支出額」欄記載の怠る事実が違法であることを「証する書面」、例えば適法性監査の前提となる各支出の有無、内容を裏付ける領収書すらも添付されておらず、地方自治法第242条第1項の形式要件も満たしていない。

したがって、本件請求は、請求対象行為の特定を欠くものであり、また違法を証する書面の添付も欠いていることから不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、主文のとおり決定する。

なお、監査委員山本雅彦は、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

令和2年10月27日

美作市監査委員

東内 義典